

出店規約

第1条 出店の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、出店事業の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等（以下「法令等」という。）に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 出店の内容について当イベントが推奨している等、来場者の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 青少年にとって有害であると認められるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、出店として表示することが適当でないと認められるもの

第2条 次の各号に掲げる業種又は事業者は、出店することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に該当するもの及びこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (3) ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者
- (4) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告事業の対象とすることが適当でないと認められる業種又は事業者

第3条 次の各号に掲げる者は、出店者として出店できない。

- (1) 法令等に違反した者
- (2) 出店者として適当でないと認められる者

第4条 出店者の責務

- (1) 出店者は、出店に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は被害の申立て若しくは損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。ただし主催者が契約した保険内容（下記）に担保される場合、この限りでない。

記

被保険者：主催者、出店者、催事関係者

担保内容：対人 1億 / 1事故につき

対物 1億 / 1事故につき

- (2) 出店の内容が第3条第1項の規定に該当することが判明した場合、出店者としめない決定をした場合は、出店を中止するものとし、出店者は、出店の中止に伴い生じる経費を負担するものとする。

第5条 出店料金

- (1) 出店時間、出店日数に関係なく当該イベントの決められた出店料とする。
- (2) 出店料は、前納とする。

第6条 主催者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店を取り消すことができる。

- (1) 出店者が、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）をはじめとする関係法令及び各業種において定めた自主基準並びに本イベント関連の要綱、基準等に違反したとき。
- (2) 本イベントの業務上の都合により出店に支障が生じたとき。
- (3) 出店決定後の事情変更等により出店の内容等が第2条及び第3条の規定に抵触したとき。
- (4) 出店決定後、出店者が、第2条、第3条各号の規定に該当するに至った時。
- (5) その他主催者が特に必要があると認めるとき。

第7条 広告物の撤去等

主催者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自ら広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告掲載者が、イベント終了後においても広告物を撤去しないとき。
- (2) 前項の広告物の撤去等に要する費用は、出店者の負担とする。
- (3) 出店者もしくは関係者以外の広告は一切認めない。

第8条 出店料の返還

既に納付した出店料は、原則 還付しない。

ただし、出店者の責めに帰すことができない事由により、出店を中止し、又は出店に係る契約を解除したときは、この限りでない。

1. 開催初日～60日前までに解除する場合は不要
2. 59日～40日前以降に解除する場合は出店料の50%
3. 39日前以降に解除する場合は出店料全額

第9条 出店位置の決定

- (1) 出店位置は出店内容、出店者数、会場の構成などを考慮して主催者が決定する。

第10条 出店審査機関

- (1) 出店の内容等の可否を決定するため、出店審査会（以下審査会）を設置する。
- (2) 審査会の委員は主催者役員を、委員長は鹿屋商工会議所青年部会長をもって充てる。

第11条 会議

- (1) 審査会の会議は、出店者等の可否について疑義が生じるなど、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- (2) 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- (3) 審査会の会議は、構成員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (4) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第12条 庶務

審査会の庶務は、鹿屋商工会議所青年部において処理する。

第13条 その他

以上